

II (独)都市再生機構の関係会社について

1 関係会社設立の経緯

○関係会社に委ねることにより、公団が自ら行うよりも業務運営の効率化等が図れるとの観点から設立

- ・ニュータウン開発の初期段階等において、整備が必要な生活利便施設の建設・管理
- ・権利者調整等のため、公団の継続的な関与を要する再開発施設の管理
- ・賃貸住宅居住者の利便に供する施設の建設・経営や居住環境の維持改善
- ・公団業務の支援等のため必要な区画整理事業に係る計画・補償や再開発事業に係る権利調整 等

2 機構設立までの抜本的改革

(1) 改革の基本的な考え方

○業務を「民間にできることは民間に委ねる」とし、機構自ら行うべき業務の代行・補完機能に重点化

○類似の会社の統合等を実施

○出資目的を達成した会社の株式売却による自立化を実施

(2) 改革の具体的内容

○ 会社数の大幅な削減 ⇨ 半減

- ・地方公共団体など他の株主の同意を得つつ、関係会社58社(平成13年度末)を、28社(平成18年度末)まで再編整理

○ 一般の民間企業が実施可能な業務からの撤退

- ・民間と競合する大・中規模補修工事から撤退完了(平成15年度)
- ・実施設計、測量業務など民間に委ね得る業務からは撤退(機構発足時から)
- ・関係会社は機構の競争入札には不参加(機構発足時から)



企画判断事務を伴う機構の代行・補完業務に限定し、随意契約を適用

3 透明性の確保等

○ 透明性の確保

- ・民間企業と同様の連結決算を実施し、連結財務諸表を公表

○ 外部評価の実施

- ・独立行政法人評価委員会が、関係会社を含めた業務実績等について、外部評価を実施

＜関係会社の再編整理の内容＞

